

令和5年12月6日 策定

農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画

令和5年12月
久慈市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

久慈市は、岩手県の北東部に位置し、東側は太平洋に面し海岸段丘が続いており、西側は標高 1,000m級の山嶺を有する北上高地が広がり、東流する久慈川、長内川などの河川による開析で急峻な渓谷が形成されている。また森林面積は約 53,544ha で総面積の約 86%を占めている。

林業分野では、山形地域においてかつて日本一の木炭生産量を誇り、近年では業務用、レジャー用など従来の燃料としての用途のほか、土壌改良材、床下調湿材、水質浄化材などの新用途での利用も増加している。

その一方で林業従事者の減少及び高齢化など厳しい状況が続いており、今後森林の荒廃が進み、森林が有する地球環境保全、水源涵養、山地災害防止、生物多様性保全、保健文化機能などの公益的機能に対する影響が懸念されている。

このため木質バイオマス発電設備を導入し、久慈市に賦存する豊富な木質バイオマス資源を地域内で利用する事で、林業経営の改善、森林循環の促進及び地域の関連産業の創出・活性化を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 区域の所在 | 地目 | 面積 (㎡) | 備考 |
|------------------------|----|----------|--------------|
| 久慈市長内町第 35 地割 123 番 29 | 宅地 | 1,168.05 | バイオマス発電設備の整備 |
| 久慈市長内町第 35 地割 123 番 30 | 宅地 | 5,156.77 | |

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|-------------------|---------|-----------|
| バイオマス発電(木質、高温ガス化) | 1,980kW | 180kW×11基 |

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

| 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容 | 備考 |
|---|----|
| <p>① 地域の未利用間伐材等を活用してペレットを製造することで、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>② 木質ペレット製造、発電事業における雇用の創生、地域の活性化を図る。</p> | |

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、バイオマス発電設備によりこれらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電として年間 1,400 万 kWh の発電及び 2 万トンの地域の未利用間伐材等木質バイオマスの安定供給を図るとともに、地域林業の活性化及び健全な発展に貢献する。

なお、当該発電により得られる電気の量に占める地域に存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合は、年間を通じて 8 割未満としないものとする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

なお目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、発電事業者の負担と責任において木質バイオマス発電設備を撤去し、原状回復を行うことを基本とする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

久慈市、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。